

小美玉市社協

ふくしの 便利帳



社会福祉
法人

小美玉市社会福祉協議会

あなたとつくるふれあいのまち

目次		1
●社会福祉協議会とは？	・社協の基本理念・基本目標・財源・組織図	2
●社協の財源はどこから？	・社協会員会費	3
	・共同募金運動（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金）	4
	・善意銀行	5
●ボランティアや福祉に興味のある人のために	・ボランティアセンター	6
	・ふくしの出前講座	7
	・各種教室・講座	8
	・地域福祉懇談会	9
●地域づくりのために	・福祉員活動	9
	・広報啓発活動（ホームページ・社協だより・SNS運用）	10
	・福祉にっこりまつり	10
	・生活支援体制整備事業（いい輪ネット）	11
	・行事機器の貸し出し	12,13
●子どもたちのために	・福祉教育推進事業	14
	・子育て広場	14
●高齢者のために	・ふれあい・いきいきサロン	15
	・サロン・ド・おがわたまり／みのり	15
	・ふれあい給食会	16
	・配食サービス	16
	・お買い物バスツアー（生きがい外出サポート事業）	17
	・キラリ健康教室みのり／たまり	18
	・介護予防教室ともいき	18
●介護、支援サービスが必要な方のために	・小美玉社協ケアプランセンター玉里	19
	・小美玉社協ヘルパーセンター	20
●障がい児・者のために	・小美玉社協支援センター	21
	・小美玉社協相談支援事業所	22
	・基幹相談支援センター	23
	・地域活動支援センターかんな	24
	・障がい児家族交流事業	24
	・日中一時支援事業	25
	・ともだちサロン	25
●在宅介護を応援するために	・在宅福祉サービスセンター	26
	・福祉機器の貸し出し	27
	・車いす送迎車（福祉車両）の貸し出し	28
	・家族介護支援事業（介護者のつどい）	29
	・オレンジカフェ	29
●困っている人のために	・地域ケアシステム推進事業	30
	・シニア総合相談窓口おがわ／みのり	31
	・心配ごと相談（弁護士相談・一般相談）	32
	・生活応援事業	32
	・生活福祉資金貸付	33
	・小口貸付資金	33
	・生活困窮者自立支援事業	34
	・日常生活自立支援事業	35
・成年後見センター事業	36	
●その他の福祉のために	・公益事業 保健福祉施設の管理運営	37
	・収益事業 ランチ&カフェ木もれ陽	38
	・収益事業 四季健康館売店	39
	・収益事業 自動販売機の設置	39

社会福祉協議会（社協）とは？

基本理念

「社会福祉協議会（社協）」は、社会福祉法に基づく非営利の民間組織です。全ての都道府県や市区町村に設置されており、地域に暮らす皆さまのほか、民生委員児童委員、福祉施設、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を進めており、本会では“あなたとつくるふれあいのまち”を基本理念としています。

基本目標

民間組織としての即応性、開拓性、柔軟性と行政との連携から生じる公共性を生かし、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。

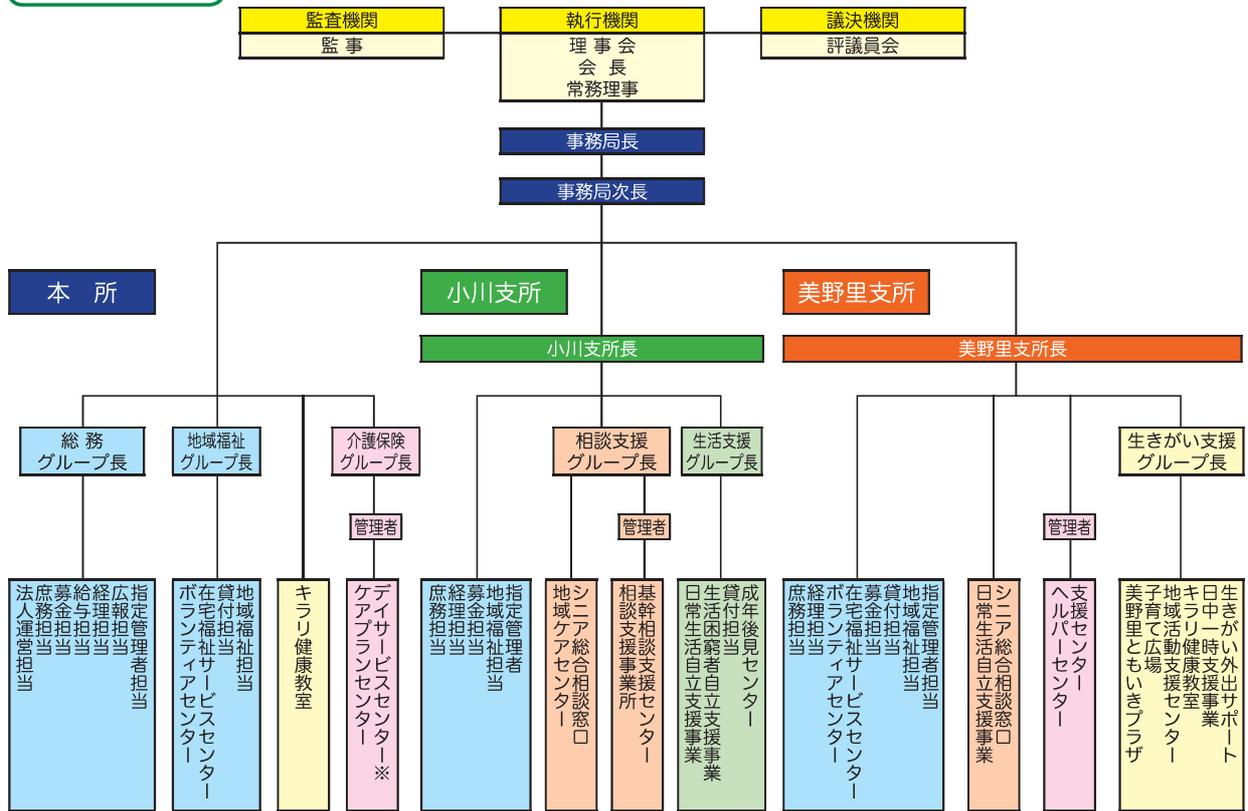
住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、皆が安心して暮らせる心ふれあう“福祉のまちづくり”の実現を目指します。

財源

社協の自主事業の実施については、住民の皆さまからの共同募金の配分金・寄付金を財源として活用し、管理的経費については社協会費を活用させていただいています。

また、公共的立場から、県・市からの補助金・委託金を受けて各種事業を行うほか、介護保険サービスや収益事業による収入があります。

組織図



※令和6年9月で閉鎖

※令和6年4月現在

社協会員会費

社会福祉協議会の財源は、市や県からの補助金や受託金、共同募金会からの配分金や寄付金などですが、幅広い福祉活動を進めるために、会員の皆さまからの会費が貴重な財源としての役割を果たしています。

また、会員制度は、福祉の仲間になっていただきたいという意味も持っております。ボランティアや行事等への参加が難しくても、会員になることで地域福祉を支え、活動に参加することにつながります。

社協の財源はどこから？

会費によって運営されている事業

- 高齢者のために
- 子どもたちのために
- 障がい児・者のために
- 地域づくりのために
- ボランティア活動のために

会員会費は、地域に根ざした福祉活動を進めるための大切な財源として、小美玉市全体の地域福祉事業の推進に活用させていただきます。

会員の種類と金額

	区分（種類）	金額（年額）
世帯会員	行政区を通して世帯単位でお願いしています。 行政区未加入世帯にも協力の要請をしています。	1,000円
個人会員	本会の趣旨にご賛同いただける、個人にご協力をお願いしています。	1,000円以上
法人・団体 会 員	本会の趣旨にご賛同いただける、企業・団体等にご協力をお願いしています。	10,000円以上



会費の受付

本 所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

会費の指定口座

常陽銀行 小川支店 普通預金 1345364
社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 会長 イノウエシロウ 伊能淑郎



年間を通じて募集をしておりますが、特に、5月に各行政区のご協力を得て、皆さまにご加入をお願いしています。また、行政区未加入の方、個人会員のご協力をいただける方につきましては、本支所窓口にご来所いただくか、指定口座への振込みをお願いいたします。

共同募金運動

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金が小美玉市の地域福祉を支えています！

『赤い羽根』でおなじみの共同募金運動は、住民のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的とした運動で、10月1日から全国一斉に募金活動が展開されます。

赤い羽根共同募金は、事前に用途を決定し、集める目標額を定めている計画募金で、茨城県内で集められた募金は、全て茨城県共同募金会に送金され、翌年度、民間の福祉施設や団体、そして市町村社会福祉協議会に配分されます。

小美玉市においても、地域福祉活動、高齢者・障がい者・児童・母子福祉活動、ボランティア支援、子育て支援、福祉啓発等の貴重な財源として活かされます。これからの小美玉市の地域福祉推進のために、また県内の民間福祉施設や団体の事業充実のために、共同募金運動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

赤い羽根共同募金の使い道

- ・高齢者のために
- ・子どもたちのために
- ・災害支援のために
- ・障がい児・者のために
- ・地域づくりのために
- ・ボランティア活動のために
- ・県内の福祉施設、団体のために



歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金が暖かいお正月を迎えるためのお手伝いをします！

歳末たすけあい募金は、支援を必要としている方々に「つながりささえあうみんなの地域づくり」をスローガンに掲げた運動です。集められた募金は、歳末援護金として生活に困っている世帯に配分したり、一人暮らしの高齢者等を対象とする事業に役立てられます。

配分の対象者や事業内容の決定は社会福祉協議会で協議し、民生委員児童委員等の協力で配分いたします。また、社会福祉施設または関係団体、ボランティアが行う福祉事業等にも使わせていただきます。

歳末たすけあい募金の使い道

- ・要援護世帯のために
- ・高齢者世帯のために
- ・心身障がい者のために
- ・ひとり親世帯のために
- ・三世代交流事業などの地域ふれあい支え合い事業のために



募金の受付

小美玉市共同募金委員会

本 部：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551

美野里分室：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

※原則、毎年10月1日から12月31日まで（期間外の受け付けはご相談ください）

善意銀行

皆さまからの温かい善意の寄付金や物品をお預かりして、市内の福祉施設やボランティア団体・支援を必要とする方などへ「善意の橋渡し（配分）」を行います。

寄付された金品は、皆さまのお気持ちに沿って、活用させていただいています。

社協の
財源はどこ
から？

寄付金

- ◆チャリティー・バザー等の収益金
- ◆イベント収益金の一部
- ◆事業所で集めた募金
- ◆会社や団体等の行事経費の一部
- ◆その他、皆さまからの善意

※寄付者が個人の場合、税法上の優遇措置が受けられる場合があります。

寄付物品

- ◆車いすなどの福祉機器
- ◆アルミ缶 ◆新品の衣類
- ◆紙おむつ、尿パット等の介護用品
- ◆古紙 ◆使用済テレフォンカード
- ◆使用済みストッキング ◆使用済み切手
- ◆その他、皆さまからの善意



※お預かりできない物もありますので、事前にお問い合わせください。

善意銀行寄付物品の使い道

- 高齢者のために
- 障がい児・者のために
- ボランティア活動のために
- 市内の福祉施設等のために
- 子どもたちのために
- 地域のために
- 生活困窮者、被災者などのために
- 社会福祉協議会運営のために
- ひとり親家庭のために
- 子ども食堂のために
- 福祉機器の貸出事業のために
- 配分先指定 など

介護用品は、

紙おむつや尿パットなどは、パントリーや地域介護施設などで活用されます。

新聞紙・古紙・アルミ缶は、

地域活動支援センターかんなで分別した後、回収業者に買い取ってもらい、地域活動支援センターかんなの活動費として運用されます。

使用済み切手・テレフォンカードは、

茨城県社会福祉協議会を通して業者に買い取ってもらい、茨城県ボランティア基金として県内のボランティア活動に活用されます。

使用済みストッキングは、

「地域活動支援センターかんな」通所者の手により、オリジナルの靴みがきに変身し販売されます。売上金はかんなの活動のために活用されます。



その他にも、様々な物品を受け付けています。
お気軽にお問い合わせください。

ボランティアセンター（小美玉市補助事業）

ボランティアセンター（通称：ボラセン）は、ボランティアに参加したい人と、必要としている人をつなげる働きをしています。

また、ボランティアを始めたい人に幅広い理解を進めるための研修会や講習会を開催しています。ほかにも、活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続きを行ったり、地域のボランティアの皆さまのサポートを行っています。

ボランティアに参加したい方、派遣希望の方は、社会福祉協議会（本所・美野里支所）にご相談ください。

相談・調整

ボランティア活動に関する相談や「ボランティア活動に参加したい人」と「ボランティアを必要とする人」の橋渡し（コーディネート）を行います。

情報の収集・提供

ボランティア活動に関する情報の収集・提供のほか、ボランティアグループの紹介等を行います。

研修・講座等の開催

ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座やボランティア育成のための研修会等を開催しています。

ボランティア保険の受付

ボランティアの登録（ボランティアに参加してみたい方）

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加をしてみたい個人・グループの皆さんに登録をしていただき、ボランティア情報の提供や活動の支援を行っています。

ボランティアに対する支援内容

- ◇活動助成金など各種情報の提供
- ◇ボランティア室の貸出（会議や活動にご利用ください）
- ◇ボランティアに関する情報発信
- ◇ボランティア団体の紹介やイベントなどの情報を、社協だより（ボランティアコーナー）や社協ホームページ等に掲載し、活動を応援します。



社協・ボランティアセンター概要動画▲

災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、被災者・被災地を主体としながら、ボランティアの協力を得て、地域の復興につなげていくことを目的とした、災害時に設置されるセンターであり、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

災害ボランティアについては、全国社会福祉協議会のホームページ及び、各都道府県・市町村社会福祉協議会のホームページまたはSNS等に、ボランティアを行う際の注意事項や、募集状況等の新着情報を掲載しております。

【災害ボランティア情報：全国社会福祉協議会 HP】

<https://www.saigaivc.com/>



【ボランティアを行う際の準備について：全国社会福祉協議会 HP】

<https://www.saigaivc.com/volunteers/preparation/>



ふくしの出前講座

市民の皆さまが行う自主的な活動を応援します。

知識や知恵、技術をお持ちの住民の方や社協職員が講師となり、学校や子ども会、福祉施設・サロン等、講習や実演を求めている様々な地域活動を行う団体にご紹介し、依頼に応じて講師を派遣します。

講師の方々と、講座を受ける皆さまが互いに顔を合わせることによって、地域のコミュニティが広がることをねらいとしています。 ※講師登録も随時募集しています。

利用の方法

申し込みについて

社協ホームページに掲載してある「ふくしの出前講座メニュー表」を参考に、様式をダウンロードしていただくか、本所、美野里支所へ直接ご相談ください。また、グーグルフォームでの申し込みも可能になりました。

会場について

市内の会場とします。会場の確保、設営、参加者への周知、当日の司会進行はお申込みされた団体で実施していただきます。

費用について

講師派遣については無料です。材料費・交通費等の実費が必要な場合があります。

ふくしの出前講座メニュー

※こちらはメニューの一部です。メニューについてはホームページでご確認ください。



バルーンアート



スクエアステップ



フラダンス



演奏



ワンマンオーケストラ



民謡



絵本の読み聞かせ



健康体操



子どもレクリエーション

問い合わせ先

社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください(^ ^)/

ボランティアや福祉に興味のある人のために

各種教室・講座等

市民の皆さまを対象に、以下の講座等を開催しています。年度によって開催内容がちがいますので、詳しくはお問い合わせください。

ボランティア養成講座 (小美玉市補助事業)

これからボランティア活動を始めたいと思っている方やスキルアップを考えている方等を対象に、ボランティア活動への関心を高め、積極的なボランティア活動が展開されるよう各種講座を開催しています。



車いす体験インストラクターを養成



飾りつけボランティアを養成

かいごの知恵袋教室 (小美玉市委託事業)

高齢者を介護している家族や介護に関心を持つ方を対象に、介護に関する知識・技術を広げる為、各種講座等を開催しています。



福祉機器展



終活セミナー



脳の活性化セミナー



在宅介護講習

メモ

地域福祉懇談会

小美玉市の地域福祉を一層充実させていくためには、より身近な地域で支え合い・助け合うことができる「住民主体で行う地域福祉活動」の仕組みづくりが必要となっています。

懇談会は、行政区単位で課題や困りごと、その解決策を住民の皆さんに話し合っていただくことで、今後の地域福祉活動の基盤づくりを進めるためのきっかけとしていくために実施するものです。

懇談会の結果については、本会が策定する「地域福祉活動計画・発展強化計画」にも反映しています。

地域福祉活動とは…

地域を基礎に行われる住民活動と理解され、

- (1)住民間のつながりを再構築する活動
- (2)要援助者に対する日常生活かつ身近な支援を行う活動
- (3)地域社会の福祉的機能を高める活動
活動例「ふれあい・いきいきサロン」
「ゴミ出し支援」「買い物支援」
等、住民同士の助け合い活動



懇談会の様子

地域づくり
のために

懇談会の参加者

住民の皆さま、行政区長、区の役員、担当民生委員、福祉員、老人クラブや子ども会などの会員、地区で活動する団体など

福祉員活動

「福祉員」とは、各行政区長から推薦され、社協会長から委嘱を受けて活動する「身近な見守り役」です。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちを目指して、近隣住民や区長、民生委員児童委員などと協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動をしています。

福祉員の役割

- 地域の生活問題（困りごと）の発見役として

地域内で困っている人、気になる人に気付いたり、地域住民の困りごとなどを発見することが活動の第一歩です。

- 区長さんや民生委員児童委員さんなど関係者への連絡（報告・連絡・相談）役として

地域では、困っている人を支援するために、様々な活動が行われています。福祉員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て中の親などが集まって「仲間づくり」「友達づくり」を行う「ふれあい・いきいきサロン」や「会食会」などのお手伝いをしたり、地域の関係者と一緒に話し合いをして、必要であれば見守り活動の一員として活動のお手伝いをしています。

- 行政区内の住民への呼びかけ役として

地域づくり活動は、その地域に暮らす住民の皆さんの理解と協力、そして参加が欠かせません。福祉員は、行政区内の住民の皆さんへ地域づくり活動への理解や参加の呼びかけをしています。



活動例



活動の手引き

広報啓発活動

幅広く市民に社協を認識していただき、理解と活動への協力・参加を呼びかけるため、“ホームページ”の運営と“社協だより”を発行しています。

また、地域の第一線で活躍する福祉関係者やボランティアが一堂に会し、市民と共に学びながら、小美玉市としての一体感のある地域福祉を推進していくことを目的に“福祉にっこりまつり”を年1回開催しています。

ホームページ

- 事業一覧
 - 社協とは
 - ご協力をお願い
 - 各種申請
(様式ダウンロード)
 - アクセス・営業案内
 - サービスから探す
(高齢者、障がい者等)
 - 目的から探す
(知りたい、利用したい等)
- ※随時更新しております。



SNS運用

- YouTube
- Facebook
- LINE
- X



地域づくりのために

社協だより

年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）市内の行政区加入者・市内公共施設等で配布している広報紙です。身近にある福祉活動や、皆さまが利用できる福祉サービスなど、様々な福祉情報を提供しています。



福祉にっこりまつり

福祉にっこりまつりを通して、ボランティアをはじめ、地域の福祉をみんなで考え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

★主な開催内容

- オープニングイベント
- 顕彰式
- 福祉映画上映会
- 講演会
- 展示コーナー
- ふくしの広場
- 模擬店
- バザー
- スタンプラリー
- 等



オープニングイベント



青空ステージ



チャイルドルーム



福祉の広場での催し

生活支援体制整備事業 いい輪ネット (小美玉市委託事業)

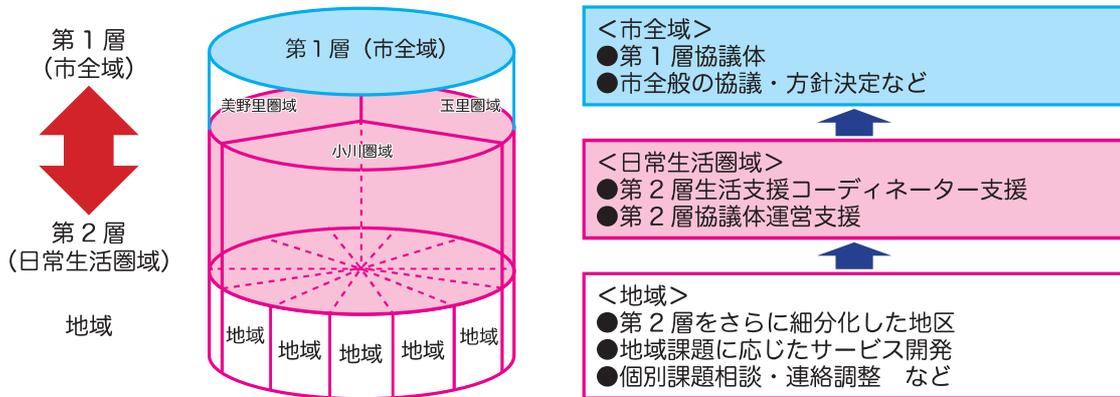
一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者をはじめとする全ての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が増しています。これらのニーズを踏まえて、ボランティアや地域住民、民間企業やNPOをはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における支援の担い手やサービスの開発を行ない、高齢者等の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、市内全域（第1層）及び旧町村圏域毎（第2層）に生活支援コーディネーターの配置や協議体（話し合いの場）の運営を行い、たすけあいの輪を拡げていく事業です。

生活支援コーディネーターの役割

- ①地域のニーズと資源の状況の見える化および問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有及び意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発
(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

協議体（話し合いの場）とは

地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークのことです。



みんなの力と知恵を出し合って、
住み慣れた地域で暮らしていけるように！
話し合いの場（協議体）



庭木の手入れができなくなった高齢者が増えてきてるね～

みんなで情報を共有して、連携を深めましょう！

こんなサービスがあったらいいな～

この地区ではこんな取り組みがあるんだね～

住民同士の支え合いの地域づくり
・通いの場づくり ・見守り活動 ・買い物支援
・生活支援のしくみ ・移動支援のしくみ など

行事機器の貸し出し

地域活動の活性化を図ること、本会活動と地域のつながりを深めることを目的として以下のとおり行事機器の貸し出しを行っています。

対象者

市内に所在する団体、事業所、学校、サロン等
市内の地域組織
本会法人・団体会員

※ただし、営利目的（集客目的のイベントを含む）、政治や宗教を主たる目的とする団体等は対象外となります。

利用するには

本会本所・支所にお申し込みください。
使用日の2ヵ月前より受け付けます。
市外で利用する場合：使用日の2週間前より受け付けます。

※ご用意できる機器には限りがあります。
予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に電話でお問い合わせください。

貸出期間

原則5日以内とします。
引き続き利用することが必要な場合は、ご相談ください。

イベント機器貸出品目（11品目）

利用料

1台あたり500円



綿菓子機



ポップコーン機



かき氷機



ガス式炊飯器



テント



ガス式寸胴鍋コンロセット



発電機



ガス式石焼きいも機



ホットショーケース



簡易冷凍庫



非接触体温計



レクリエーション機器貸出品目(12品目)

利用料

無料



オーバルボール



スカットボール



シャフルボード



囲碁ボール



ラダーゲッター



バグゴ



輪投げ



プロジェクター
(スクリーン含む)

地域づくり
のために



DVD再生機能付き
プロジェクター



脳のトレーニングDVD



健康体操 DVD、CD



ワイヤレスマイク
スピーカーセット

防災ゲーム(4品目)

利用料

無料

※こちらは、市内に所在する個人に貸出可



防災すごろくゲーム



みんなで遊んでたす
カルテット



防災カードゲーム
「なまずの学校」



防災カードゲーム
「シャフル」

問い合わせ先

社協の窓口(住所・電話番号等)は裏表紙をご覧ください(^)/

福祉教育推進事業

地域の様々な場面ですすめられる「福祉教育」を推進・支援しています。

福祉教育は、身の回りの方々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のための行動する力を養うことを目的としています。

学校で進められる福祉教育においては、学びを通して、コミュニケーションの力を高め、多様な生き方に触れ、思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心をしっかりと育めるよう、プログラムの相談、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネートを行っています。

内 容

(1)福祉体験の講師派遣

- 高齢者疑似体験（インスタントシニア）
- 車いす体験
- アイマスク体験
- 手話体験 等

(2)チャレンジ教室

子どもたちを対象に福祉に関する体験型の学習会を開催します。

(3)ボランティアチャレンジ

子どもたちを対象に福祉に関する基礎知識と技術を身に着ける過程を通し、実践的なボランティア体験の場を提供します。

(4)職場体験学習の受入



点字



インスタント・シニア体験
(高齢者疑似体験)



車いす体験

子どもたちのために

子育て広場（小美玉市委託事業）

乳幼児（未就学児）の親子が集い、相談や交流ができる場所が子育て広場です。保育士の資格を持った専門のスタッフと一緒に、リズム遊び、歌、紙芝居、絵本の読み聞かせ、季節に応じた行事を行っています。

対象者

未就学児と保護者

開催日時

毎週土・日曜日 午前9時30分から
午前11時30分まで

参加するには

連絡は不要です。直接、美野里ともいきプラザにお越しください。

参加費

親子で200円
お子さん1名増えるごとに+100円

場 所

美野里ともいきプラザ2階（羽鳥駅西口前）
☎0299-28-7721



大型絵本の読み聞かせ



テラスでボールプール遊び



クリスマスイベント

ふれあい・いきいきサロン

地域の拠点に、住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動です。そこに行けば誰かがいる。誰かと話ができる。そのために外出する気力を生じ、生活のメリハリができる。つまり、その人の暮らしを支える魅力ある活動展開ができます。

開催の目的や場所、内容、時間、運営体制など、決まった活動ではなく、実施者と参加の「思い」で創意工夫しているような活動ができるところが魅力です。



介護予防サロン

サロンの効果

効果1

仲間づくり
(出会いの場!)

効果2

生きがいづくり
(居場所の確保!)

効果3

健康づくり
(楽しみ倍増!)

効果4

元気づくり
(介護予防!)

対象者、開催日時、場所、参加費

サロン毎に内容や希望で決められます。

社会福祉協議会は皆さんの地域のサロン活動を応援します!

活動費の助成 (5年間)
サロンの開設、活動内容などの相談
ふくしの出前講座 講師派遣

参加者やボランティアの保険
魅力あるサロンづくり
各種情報提供 など



親子サロン

人に支えられるだけではなく、プログラムによっては主役になれるのが「サロン」です。

サロン・ド・おがわたまり／みのり

90歳以上の皆さまに、毎月1回、同世代の方々と集い、おしゃべりやアトラクション、手作りの昼食などを共にしながら、楽しく過ごしていただく会です。

対象者

外出可能な市内の90歳以上の高齢者

開催日時

各所月1回
午前11時から午後1時まで

参加費

1回あたり500円

場所

おがわたまり…玉里保健福祉センター
みのり…四季健康館



スカットボールで交流



園児とのふれあい

問い合わせ先 社協の窓口(住所・電話番号等)は裏表紙をご覧ください(^_^)/

高齢者の
ために

ふれあい給食会 (小美玉市委託事業)

毎月1回、65歳以上の一人暮らしの高齢者を対象に閉じこもり防止や仲間づくり、生きがい支援を目的にふれあい給食会を行っています。

内 容

- 手作り料理の会食
- フラダンスやヨサコイ、寸劇等の余興
- 一人で生活していく上で役立つ講習
- 介護予防・交通安全講習等
- 参加者同士の交流
- 子どもたちとの交流

対 象 者

65歳以上で一人暮らしの方

開催日時

毎月1回
午前11時30分から午後2時まで

参 加 費

無料

参加するには

小美玉市福祉事務所へご相談ください。
☎ 0299-48-1111 (代表)

場 所

小川・玉里地区…玉里保健福祉センター
美野里地区………四季健康館



ボランティアによる手作りです

配食サービス (小美玉市委託事業)

配食ボランティアさんのあたたかいおしゃべりと“昼食”をお届けすることで、安否確認を行います。
※配食して下さるボランティアを募集中です。

対 象 者

美野里地区に在住し、調理が困難で、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢世帯の方
※小川・玉里地区の方については、お近くの福祉事務所へご相談ください。

提供日時

火・水・木・金曜日の内、3回まで
いずれも昼食時間帯の配食となります。

利 用 料

住民税課税世帯……400円/食
住民税非課税世帯…300円/食

利用するには

小美玉市福祉事務所へご相談ください。
☎ 0299-48-1111 (代表)



手渡しでお届けします

お買い物バスツアー

生きがい外出サポート事業

日頃、生活用品のお買い物に不便を感じている高齢の方々等の買物の支援をするとともに、バスの中や食事の時間などが交流の場となり、閉じこもり防止にもつながります。

また、集合場所までの送迎もいたしますのでお気軽にお申し込みください。

内 容

- 季節の野菜や果物のお買い物
 - 生活必需品のお買い物
 - 昼食（ツアーランチまたはお弁当）
- ※お買物は実費でお願いいたします。
（買物袋等持参）

対 象 者

外出可能な市内在住の高齢者の方
1回あたり15名が定員です。

開催日時

小川・玉里、美野里地区ごとに毎月1回
午前10時30分頃出発 午後2時30分頃帰着

参 加 費

無料（昼食代：1,000円）
※バスツアー専用ポイントカードがあります。

行 き 先

市内及び近隣市町村

お買い物バスツアー1日の流れ（時間は目安）



高齢者の
ために

キラリ健康教室みのり／たまり (小美玉市委託事業)

65歳以上の高齢者で、閉じこもりがちの方を対象に、様々な生きがい活動を提供しています。

内 容

- ケアプランに基づく介護予防プログラム
- 栄養改善プログラム
- 認知症予防プログラム
- 閉じこもり予防

対 象 者

原則として市内在住の65才以上の方で、介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における事業対象者または要支援の認定を受けた方

利用日時

月曜日から金曜日の午前10時から午後3時まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)
利用は週1回



足腰の健康維持



頭の体操

利用料

950円/回(食事代含む)

利用するには

小美玉市介護福祉課高齢福祉係または地域包括支援センターにご相談ください。

☎ 0299-48-1111 (代表)

場 所

玉里保健福祉センター

☎ 0299-37-1551

四季健康館

☎ 0299-36-7330

介護予防教室ともいき (小美玉市委託事業)

内 容

介護予防におけるプログラムの実施

- 閉じこもり予防
- 認知症予防

- 運動機能向上
- 創作活動の実施
- 外出行事や外食 等

対 象 者

原則として美野里地区在住の65才以上の方(介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における事業対象者または要支援、要介護の認定を受けた方を除く)

利用日時

火曜日から金曜日の午後10時から午後3時まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます)
利用は週1回(自宅送迎有)

利用料

700円/回(食事代含む)

利用するには

小美玉市介護福祉課高齢福祉係にご相談ください。

☎ 0299-48-1111 (代表)

場 所

美野里ともいきプラザ ☎ 0299-28-7721



体操や歌を楽しみます

小美玉社協ケアプランセンター玉里 指定居宅介護支援事業

日常生活を営む上で支援が必要な方が、在宅で暮らしていけるようにケアプランの作成を行います。

内 容

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定の結果をもとに、利用者様のご希望を伺いながら、必要なサービスが利用できるように、各種のサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）をお作りいたします。

対 象 者

65歳以上の方、40歳以上65歳未満の特定疾病が原因で介護保険の要介護認定において、要介護1～5の認定を受けた方（要支援1～2の認定を受けた方は、地域包括支援センターへご相談ください）



提供日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。）
※時間外のサービスについてはご相談ください。

利 用 料

※利用者からの負担はありません。

利用料	月	火	水	木	金	土	日	至り日までの通所料
4000								
6000								
8000								
10000								
12000	配車	通所リハビリテーション	配車	配車	通所リハビリテーション			
14000								
16000								
18000								夕食
20000								
22000								
24000								
26000								
28000								
30000								
32000								
34000								
36000								
38000								
40000								

介護認定からサービス開始まで

ご利用者

要介護認定

ご本人・ご家族との面談などにより
利用者の状況を把握

ケアプラン（案）の作成

訪問介護、通所介護、その他のサービス事業者との調整

サービス内容の確認

サービスの利用（開始）

在宅サービス

施設サービス

ケアプランセンター



場 所

小美玉社協ケアプランセンター玉里 小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-58-0511

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください(^ ^)/

介護、支援サービスが必要な方のために

小美玉社協ヘルパーセンター

指定訪問介護事業

日常生活を営む上で支援が必要な家庭に、ホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

内 容

- 身体介護
 - ・食事、排せつなどの介助
 - ・入浴介助
 - ・その他必要な身体介護
- 生活援助
 - ・買物・調理
 - ・掃除・洗濯
 - ・その他必要な家事援助
- 病院等の送迎及び外出介助
 - ・余暇を目的とする外出は除きます
 - ・要介護認定を受けた方のみです
 - ・要支援、事業対象者の方は利用できません

対 象 者

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）における事業対象者または要支援、要介護の認定を受けた方

提供日時

月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
（原則、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）
※時間外のサービスについてはご相談ください。なお、その際は午前8時以前及び午後6時以降の料金が、25%加算となります。



利 用 料

※令和6年度現在の利用料金です。介護報酬改定に伴い料金変更される場合があります。
※自己負担（1割）を表示しています。負担割合は負担割合証に従います（1～3割）。

提供回数	利用料	利用回数
週1回程度	268（1回）	一月4回まで
週1回程度	1,176（1月）	一月5回以上
週2回程度	272（1回）	一月5～8回まで
週2回程度	2,349（1月）	一月9回以上
週3回程度 要支援2の方のみ	287（1回）	一月9～12回まで
週3回程度 要支援2の方のみ	3,727（1月）	一月13回以上

【介護認定 1～5の場合】	サービス所要時間	利用者負担額 （1回）
身体介護	30分未満	244円
	1時間未満	387円
	以降30分毎で 提供あり	
生活介護	45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等乗降介助	1回（片道）	97円

※月の利用回数で料金が変わります。
上記は各利用回数の上限金額となります。
※小美玉市が定める料金となっています。

※身体介護と生活介護の複合もあります。
※各事業所のサービス提供体制により加算が付きます（上記料金の1～2割増）。
※身体介護が必要な方の通院は、身体介護で算定がされます。
※初回訪問や緊急な対応時には別途加算があります。
※利用者が通院等で事業所の自動車に乗車している距離に応じて1km20円のガソリン代を負担いただきます。

利用するには

- 介護保険の事業対象者、要支援または要介護認定を受けた方は担当のケアマネジャーへご相談ください。
- これから介護保険認定を受けたいとお考えの方は、お近くの福祉事務所にご相談ください。

場 所

小美玉社協ヘルパーセンター 小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください(^_^)/

小美玉社協支援センター

居宅介護事業

日常生活を営む上で支援が必要な家庭に、ホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

内 容

- 身体介護
 - ・食事、排せつなどの介助
 - ・入浴介助
 - ・その他必要な身体介護
- 生活援助
 - ・買物・調理
 - ・掃除・洗濯
 - ・その他必要な家事援助
- 病院等の送迎及び外出介助
 - ・余暇を目的とする外出は除く
- 移動支援
 - ・主に余暇（買物等）を目的とした外出支援
 - ・各事業所における制限や取り決めがありますので、お問い合わせください。

対 象 者

- 障害者自立支援法で要区分認定を受けた方
- 移動支援は、別途小美玉市から移動支援の受給を受けた方

提供日時

月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
(原則、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)
※時間外のサービスについてはご相談ください。なお、その際は午前8時以前及び午後6時以降の料金が、25%加算となります。

利 用 料

※令和6年度現在の利用料金です。介護報酬改定に伴い料金変更される場合があります。
※1回あたりの自己負担(1割)を表示しています。負担割合は負担割合証に従います(1～3割)。

●家事援助	30分未満	106円
	30分以上45分未満	153円
	45分以上1時間未満	197円
	1時間以上1時間15分未満	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	275円
	1時間30分以上 311単位に15分を増すごとに	+35円
●身体介護 ●通院等介助 (身体を伴う場合)	30分未満	256円
	30分以上1時間未満	404円
	1時間以上1時間30分未満	587円
	1時間30分以上2時間未満	669円
	2時間以上2時間30分未満	754円
	2時間30分以上3時間未満	837円
	3時間以上 921単位に30分を増すごとに	+83円
●通院等介助 (身体を伴わない場合)	30分未満	106円
	30分以上1時間未満	197円
	1時間以上1時間30分未満	275円
	1時間以上30分以上 345単位に30分を増すごとに	+69円
	●通院等介助 (身体を伴わない場合)	30分未満
	30分以上1時間未満	197円
	1時間以上1時間30分未満	275円
	1時間以上30分以上 345単位に30分を増すごとに	+69円
●移動支援 (身体を伴わない場合)	30分未満	106円
	30分以上1時間未満	197円
	1時間以上1時間30分未満	275円
	1時間以上30分以上 345単位に30分を増すごとに	+69円
●移動支援 (身体を伴う)	30分未満	254円
	1時間未満	402円
	以降30分毎で提供あり	
	●移動支援 (身体を伴わない)	30分未満
	1時間未満	195円
	以降30分毎で提供あり	

※移動支援は、駐車場代等の実費が利用者負担となります。
※各サービス2名対応が可能です。その場合利用料も2倍となります。
※各事業所のサービス提供体制により加算が付きます。(総利用料の1～2割 *移動支援除く)
※利用者が通院等で事業所の自動車に乗車している距離に応じて1Km20円のガソリン代を負担いただきます。

利用するには

- 障害程度区分支給決定者の方は、小美玉市社会福祉課障がい福祉係(☎0299-48-1111)または、相談支援事業所へご相談ください。
- 移動支援は別途申請が必要になりますので小美玉市社会福祉課障がい福祉係に相談してください。

場 所

小美玉社協支援センター 小美玉市部室 1106 ☎0299-36-7330

問い合わせ先 社協の窓口(住所・電話番号等)は裏表紙をご覧ください(^_^)/

障がい児・者のために

小美玉社協相談支援事業所 (計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援) 障害者相談支援事業 (一般的な相談は小美玉市委託事業)

障がいがある方の自立した生活を支え、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて専門の相談員が本人・ご家族などからのご相談に応じます。

対象者

身体・知的・精神などの障がいのある方
ご家族、関係者など

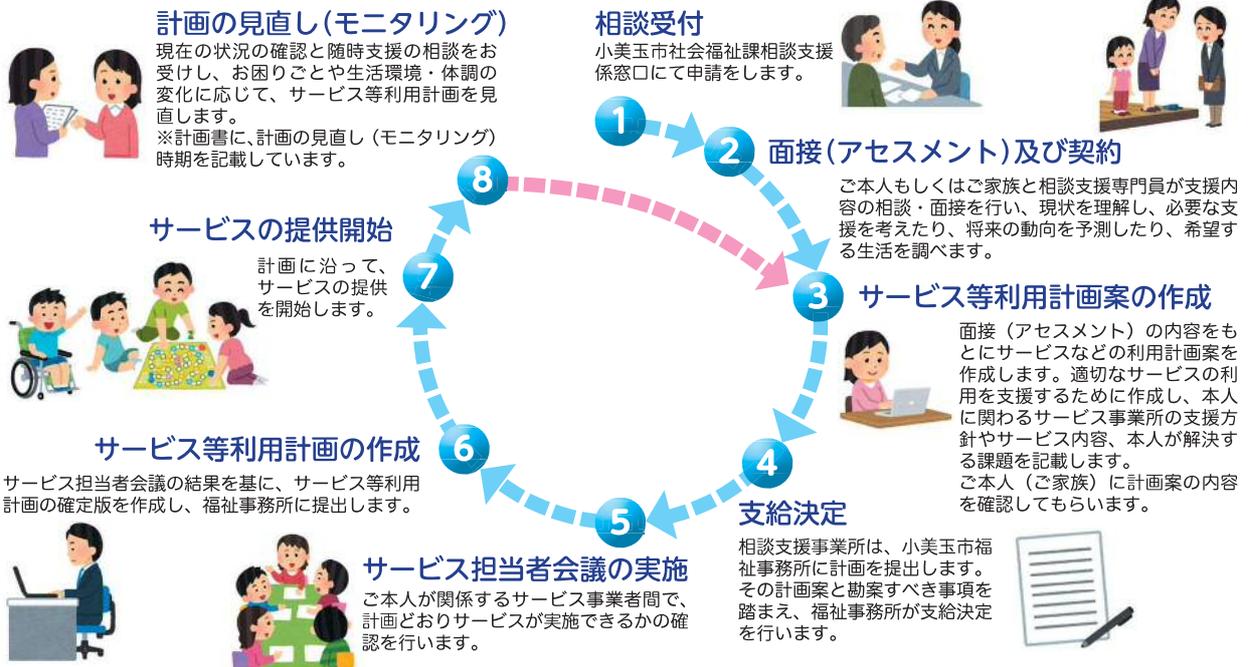
提供日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から
午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から
1月3日までを除きます)
※時間外のサービスについてはご相談ください。

利用料

利用者からの負担はありません。

サービスを利用するためのサービス計画を利用者と一緒につくります



障がい児・者のために

病院を退院(施設を退所)して、地域で生活していくための調整をします

様々な理由から、長く入院されていた方が退院し、不安なく地域生活を送ることが出来るように支援します。

地域移行支援

病院から退院するにあたり、支援を希望する方

- ・病院でお話を伺います。
- ・相談をして、退院に関する計画を立てます。
- ・地域の情報を提供します。
- ・一緒に外出して、住まいの情報を探しましょう。
- ・退院後の安定感のある生活を目指して、関係機関と連絡調整をします。
- ・なんでもご相談ください。退院できるまで応援します。

原則 6 カ月。必要に応じて更新可能。

地域定着支援

病院から退院後、不安があって支援を希望する方

- ・緊急時に電話等で相談に応じたり、必要に応じて家庭訪問を行います。
- ・関係機関と連絡調整します。

原則 1 年以内。必要に応じて更新可能。

場所

小美玉社協相談支援事業所 小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-37-1988 (直通)

問い合わせ先 社協の窓口(住所・電話番号等)は裏表紙をご覧ください(^ ^)/

基幹相談支援センター（小美玉市委託事業）

対象者

- 市内に在住の障がい（疾病）のある方やそのご家族
- 障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係機関

相談受付時間

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで
（原則祝日、12月29日から1月3日を除きます。）



お気軽にご相談
ください。

内 容

総合的・専門的な 相談支援を行います

- 障がいの種別や診断の有無は問わずに相談
できます
- 日常生活の様々なご相談をお受けします

地域の相談支援体制の強化に 取り組みます

- 市自立支援協議会の事務局として運営に携
わっています
- 地域の相談支援事業者よりご相談をお受け
します

地域移行・地域定着の促進に 取り組みます

- 入院・入所している方が地域で安心して暮
らせるように、退院・退所後の生活を支え
る地域づくりをします

権利擁護・虐待の防止に 取り組みます

- 成年後見制度の内容や利用に関する相談を
行います
- 障害者虐待防止センターと連携した支援を
行います

場 所

基幹相談支援センター 小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-37-1988

メモ

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください（^^）/

地域活動支援センターかな (小美玉市委託事業)

地域活動支援センターⅢ型

心身の障がいにより一般企業等で働くことの困難な在宅の障がい者に、就労の場を提供するとともに生活訓練等を行うことにより、地域で共に生活できるように支援しています。

内 容

- 作業訓練…能力適性に応じた軽作業
(フルーツキャップ、手芸、アルミ缶回収)
- 生活訓練…身辺自立・社会生活適応の訓練
(共同生活、調理実習、奉仕作業)
- 機能回復訓練…作業・レクリエーションなどを通じて

対 象 者 (下記全てに該当する方)

- 原則として市内在住の方
- 「身体障害者手帳」または、「療育手帳」をお持ちの方
(入所後に取得することもできます。)
- 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない方

利用日時

月曜日から金曜日の午前9時30分から
午後3時30分まで
(原則、祝日及び12月29日から
1月3日までを除きます。)

利用料

※利用者からの負担はありません。
※勤務状況により、給与・賞与が支給
されます。

場 所

地域活動支援センターかな
☎ 0299-36-7330 (四季健康館内)



保護者交流会



自主製作品 (靴みがき)



フルーツキャップ作業

障がい児家族交流事業

障がい児をお持ちの家族を募り、情報交換や交流を行い、日頃の悩みの解消などができる場を提供しています。

内 容

- 保護者だけの癒しの時間や情報交換
- 子どもたちだけのお楽しみの時間
- ご家族同士の交流、情報交流会

対 象 者

心身障がい児をお持ちの家族
(保護者のみの参加も可)



保護者の癒しの時間
(体を動かしてリラックス)



レクリエーション
(音楽にのせて体を動かそう)



家族の交流会
(親子でハーバリウム作り)

日中一時支援事業（小美玉市委託事業）

特別支援学校の下校後等、自宅に戻っても家族が仕事をしていたり、体調不良などで見ることができない障がいのある児童を、お預かりして見守りする事業です。

対象者

市内在住の6歳から64歳までの
身体障がい者、知的障がい者

利用日時

月曜日から金曜日の午後3時から6時まで

利用料

1日あたり200円（4時間まで）

利用するには

お近くの福祉事務所にご相談ください。
☎ 0299-48-1111（代表）

場所

四季健康館内



ともだちサロン

外出を通して閉じこもり予防、ピアカウンセリングで協力し合う大切さに仲間づくりや生きがいづくりの場を提供し、自立への支援をしていくことを目的としています。

対象者

市内在住の障がいがある方
社会参加をしたい方

参加費

100円～1,500円/回
他、創作材料代・の昼食代等の実費

開催日

月1回～2回程度

場所

四季健康館 他



調理実習



カラオケ



レクリエーション

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください（^^）/

障がい児・
者のために

在宅福祉サービスセンター（小美玉市委託事業）

住民同士の自発的な参加と協力を得て、家事支援を有償で提供する助け合いのサービスです。

内 容

- 衣類の洗濯
- 住居の掃除・ゴミ出し支援
- 話し相手
- 買い物代行・薬の受け取り・手紙出し
- 食事の支度
- その他、軽易な身の回りの世話
- 病院の送迎及び外出支援
(余暇を目的とする外出は除きます。)

※送迎を伴うサービスについては、福祉有償運送法により対象者の条件があります。

対象者（利用会員）

- 市内にお住まいの方で、公共サービスの利用やご家族の支援が難しい高齢者や障がい者（児）

一人で通院するのは心配。薬局へ薬を取りに行くのも一人で歩くのが大変、一緒に行なってくれる人はいないがしら...

日中、一人で過ごしていることが多い。たまに話し相手になってくれる人がいると嬉しいのだけど...

足が痛くて、重いお米や野菜など買ってくるのが大変。買物して届けてくれる人いないがしら...



協力者（協力会員）

- 心身ともに健康である方
- 家事支援、外出支援のできる方
- このサービスの趣旨に賛同できる方
- 送迎は80歳までの方

利用（活動）日時

- 提供日 月～日曜日
(原則12月28日から1月5日までを除きます)
- 提供時間 午前7時から午後8時まで

利用（介助）料

- 30分未満500円 1時間単位1,000円
- ・通院介助の送迎サービスにかかる実費は介助券の他に、ガソリン代がかかります。
(10km以下 400円(基本料金)・10kmを超えた場合は1kmごとに20円を加算)

利用会員・協力会員ともあらかじめ登録が必要です。



利用会員がサービスを受けた場合、その時間に応じた介助券を協力会員にお渡しください。

利用会員

日常生活上の家事などで困っておられる方

協力会員

健康な方で、このサービスの趣旨を理解し、家事・介助などのお世話のできる方（経験は特に問いません）



在宅介護を
応援する
ために

福祉機器の貸し出し

車いすなど福祉機器の必要な方が、在宅で安心して暮らせるように、また、家族の介護負担の軽減を目的として以下のとおり福祉機器の貸し出しを行っています。

対象者

- 市内で在宅生活をしている方（介護保険利用者は除きます）
- 要介護認定において、要支援1・2及び要介護1の認定を受けている方のうち福祉用具の利用が必要と認められる方
- 福祉啓発を目的とした、市内に所在する団体、事業所、学校等（研修目的等）

貸出期間

原則3ヵ月以内。引き続き利用することが必要な場合は更新の申請が必要となります。

利用料

無料

利用するには

本会本所・支所にお申し込みください。
※ご用意できる機器には限りがございます。
予約状況を確認いたしますのでお申し込み前にお電話でお問い合わせください。



貸出品目

- 車いす（自走用・介助用・リクライニング）
- シルバーカー
- 歩行杖（四点杖、三点杖）
- 歩行器
- その他



車いす（介助用）



歩行支援用具
（シルバーカー）



歩行杖（四点杖）



歩行器

在宅介護を
応援する
ために

車いす送迎車（福祉車両）の貸し出し

車いすの利用者及び特に移動が困難な方のために、外出の利便を図り、社会参加の促進を図ることを目的として、車いすのまま乗り降りできる送迎車を貸し出しています。
通院や旅行、イベント参加などにご利用いただけます。

対象者

市内に在住する車いすの利用者または、車いすの身体障がい者（児）、歩行困難な高齢者 など

貸出期間

原則4日以内ですが、利用期間の延長が必要な場合は、ご相談ください。

午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝日及び年末年始を除く）
※時間外についてはご相談に応じます。

利用料

利用料は無料ですが、燃料費として
1km当たり20円を負担していただきます。

利用するには

利用日の5日前までに運転される方の運転免許証の写しを添えて、本会本所・支所にお申し込みください。

※ご用意できる車両には限りがございます。予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に電話でお問い合わせください。



メモ



介護者のつどい (小美玉市委託事業)

小美玉市にお住まいで、寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方を対象に、少しでも日頃の介護疲れを癒していただき、同じ悩みや経験を持つ人々と交流することで、介護の励みにしていただくことを目的に行います。

内 容

- 技術や知識を習得させる教室、講話等 (福祉機器の見学・健康講座等)
- 介護者同士の交流会及び情報交換会 (社会見学・会食会等)
- リフレッシュを図る外出事業等 (日帰り旅行、または観劇等)

対 象 者

- 市内に居住し市内の介護者を介護している方
- 在宅で要介護1から5までの要介護者を介護する主たる介護者など

参 加 費

1回 1,000円

参加するには

本会本所・支所へご連絡ください。



毎回楽しく参加しています



楽しくお食事しながら交流会



介護施設見学

オレンジカフェ (小美玉市委託事業)

認知症について悩みや不安はありませんか？専門職がおりますのでお話をじっくり聞くことができます。認知症で悩まれている方がいらっしゃいましたらお気軽にご参加ください。

内 容

- 介護の悩みや不安をお話ししたり、サービスの相談ができます。
- 家族同士や当事者同士の交流ができます。
- レストランでゆっくりくつろいで、リラックスできます。

対 象 者

認知症の方と家族のためのカフェですが、どなたでも参加できます。

開催日時

毎月1回 (基本)奇数月 第二水曜日
偶数月 第二木曜日
午後2時から4時 (出入り自由)

参 加 費

参加費は無料ですが、飲み物またはデザート (カフェタイムメニュー) 一品をご注文ください。

参加するには

予約の必要はありません。当日直接お越しください。

場 所

美野里ともいきプラザ「ランチ&カフェ木もれ陽」
小美玉市羽鳥2673-3 ☎0299-28-7721

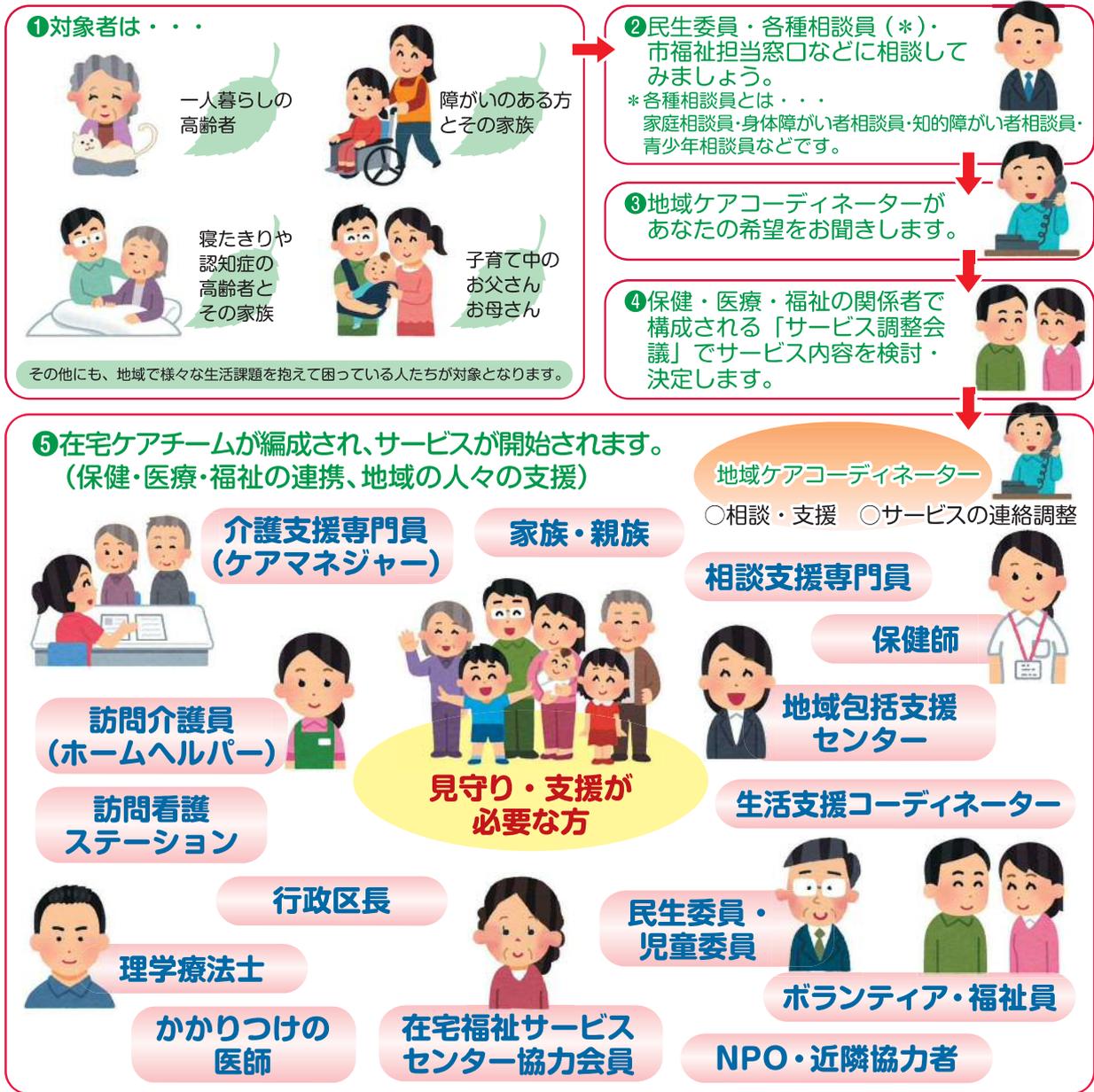


毎月の参加が楽しみです

在宅介護を
応援する
ために

地域ケアシステム推進事業 (小美玉市委託事業)

在宅生活で悩みを抱える高齢者や障がいがある方等に対し、最適・効果的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、地域の皆さんの支援をいただき、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを目的としています。



サービス調整会議

支援を必要としている方の心身の状況、経済状況、家庭環境などを踏まえて問題解決を目指す会議です。

実務者会議

医療福祉従事者が定例で集まり、協議や勉強会を通してサービスの質向上や新たな社会資源開発を行い、住民や利用者が安心して暮らせる地域を目指します。



実務者会議の様子

困っている人のために

シニア総合相談窓口 おがわ・みのり (小美玉市委託事業)

社会福祉協議会では、市からの委託により65歳以上の方々及びその家族等の初期相談、一人暮らし高齢者の実態把握などの窓口を担っています。

内 容

専門職が介護保険をはじめとする様々な福祉サービスの説明、利用のお手伝いをします。

また、介護・生活・健康など、高齢者を介護している家族の方や地域の方からの相談にも応じます。



対 象 者

- 65歳以上の高齢者
- 介護をしている家族の方など

相談日時

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)

**このような相談に応じます！
(具体的な相談業務)**

様々な相談ごと (総合相談)

- 介護予防サービスを利用したい
- 要介護認定の申請を頼みたい
- 身体の機能に不安がある
- 今の健康を維持したい
- 地域にある福祉施設に関する相談
- 悪質な訪問販売の被害に遭った
- 財産管理に自信がなくなった
- 虐待にあっていている人がいる
- 虐待をしてしまう など

実態把握 (定期訪問)

- 近所の一人暮らしの高齢者が心配
- 一人暮らしのため、何となく不安 など

相 談 料

無料

場 所

- 小川・玉里地区 小美玉市シニア相談窓口おがわ
小美玉市小川2-1
(小川保健相談センター内)
☎0299-58-7770 (直通)
- 美野里地区 小美玉市シニア相談窓口みのり
小美玉市部室1106
(四季健康館内)
☎0299-35-7172 (直通)

お気軽にご相談
ください。



困っている
人のために

心配ごと相談 (法律相談・一般相談) (小美玉市委託事業)

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、道しるべを示すことにより、住民の方の生活上の不安を和らげることを目的に実施しています。

内 容

- 一般（困りごと）相談
- 弁護士（法律）相談

対 象 者

小美玉市にお住まいの方

相談日時

原則、毎月第1水曜日・・・一般相談
毎月第2・4水曜日・・・弁護士相談
※5月・12月は第3水曜日も開設
午後1時30分から4時30分まで
※相談時間は1回約30分をお願いしています。

場 所

本 所：玉里保健福祉センター
☎ 0299-37-1551
小川支所：小川保健相談センター
☎ 0299-58-5102
美野里支所：四季健康館
☎ 0299-36-7330

相 談 料

無料

相談するには（弁護士相談）

- ①電話にて、予約状況を確認の上、お申し込みください。
- ②当日は予約時間に遅れないように窓口で受付をしてください。
- ③相談時間が限られていますので、要点（いつ、どこで、誰が、どうした等）の整理と、必要な書類をご持参の上相談に臨んでください。
※一般相談については予約の必要はありません。（先着順）



生活応援事業

ひとり親世帯、児童扶養手当受給世帯、生活が困窮している世帯などを対象に、市民・企業・団体などから寄贈いただいた物品等を活用して配分することで、経済的支援をおこないます。

内 容

- フードパントリー（食料品、生活用品の配布）
- 大人用おむつの配布
- 善意銀行寄贈物品の配布

利 用 料

無料

開 催

不定期
※寄付物品の状況による



生活福祉資金貸付（茨城県社協委託事業）

低所得者、高齢者、障がい者世帯に対して、自立更生を目的として、以下の資金の貸し付けを行っております。

資金の種類と対象者

資金の種類		対象世帯
総合支援資金	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	低所得世帯
福祉資金	福祉費 緊急小口資金	低所得世帯
		障がい者世帯
		高齢者世帯 (日常生活上療養、または介護を要する高齢者が属する世帯)
教育支援資金	教育支援費 就学支度費	低所得世帯
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護高齢者世帯

貸付の条件

貸付の種類によって、貸付限度額や貸付利子、据え置き期間、償還期間等の条件がありますので、条件の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

利用するには

本会本所・支所へご相談ください。

小口貸付資金

貸付の条件

- 市内に3ヵ月以上居住する低所得者等の要援護者と認められる方で、自立更生の意欲のある方
 - 生活福祉資金の滞納のない方
- ※連帯保証人が必要となります。

資金の用途

- 医療費または介護費の支払い
- 金銭等の盗難、紛失
- 火災やその他の災害による被災
- 年金、保険、公的給付等の受給開始までのつなぎ資金
- 日用品等の購入資金 など

貸付金額及び償還方法

- 貸付金額…5万円以内
- 貸付利子…無利子
- 償還期間…1年以内

利用するには

本会本所・支所へご相談ください。

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください（^^）/

生活困窮者自立支援事業（小美玉市委託事業）

経済的な不安を抱え、今後の生活が立ち行かなくなるおそれがある方の相談支援を行います。

内 容

経済的な不安を抱える方の相談をうかがい、就職・住居・家計管理・子どもの学習などの様々な困りごとに対して問題点を整理し、それらの解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

また、様々な困りごとを解決するため、下記の支援サービスがあります。サービスの利用にあたっては、相談支援員が申込受付・事業者との調整・利用状況の把握等を行います。

サービスの対象者

- 様々な理由により生活に不安を抱えている方
- 主に経済的自立に向けた支援を必要としている方

相談受付時間

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで
(原則祝日、12月29日から1月3日を除きます。)



お気軽にご相談ください。

具体的な相談業務

自立相談支援

「仕事を辞め、お金がない」「借金が返せない」「健康保険料が払えず病院に行けない」など、生活に関する悩みは重なっていて、どこに相談していいかわからず、問題を先延ばしをしている方がいらっしゃいます。

ご希望を伺いながら、問題を1つずつ整理していくお手伝いをいたします。また、利用できる制度のご案内や、困っている内容に応じた相談窓口・関係機関におつなぎし、解決に向けご支援を行います。

就労準備支援

就職が決まっても人間関係が原因で、すぐやめてしまう。人と話すのが苦手だ、団体行動が苦手だ、・仕事はしたいが、長年のブランクがあり不安、家にこもりがちだが、そろそろ社会に出なくちゃだが不安がいっぱい。そんな、ご不安を抱えている方を対象に「段階的に」慣れていくお手伝いをする事業です。

就労活動支援

就職活動全般の相談をお受けし、お仕事探しのお手伝いをします。また、働きづらさを抱える方々にも社会との関わりを回復して、その人なりの働き方が実現するよう支援します。ご本人だけでなく、ご家族や関係者の方々からの相談にも応じます。

家計改善支援

相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を明らかにし、家計の視点からご本人と共に生活困窮の出口を見つけ出す支援です。1カ月の収支の状況を見える化し、相談者本人が家計の現状を理解し、生活を見直すことで、将来にわたって収支を自己管理できるように支援を行います。

債務整理などの法律相談に向けて、無料法律相談や消費生活センターへのご案内をします。行政窓口へ同行し、給付制度の利用や税金などの債務解消のお手伝いをします。

相談窓口

小美玉市小川2-1 小川保健相談センター内 ☎0299-58-5102

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください(^_^)/

日常生活自立支援事業 (茨城県社協委託事業)

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援等を行うものです。

内 容

- 福祉サービスの情報提供や利用の手続き
- 公共料金の支払いや日常的なお金の管理
- 日常生活に必要な事務手続き
- 通帳や証書、実印など大切な書類のお預かり

対 象 者

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方となります。

利 用 料

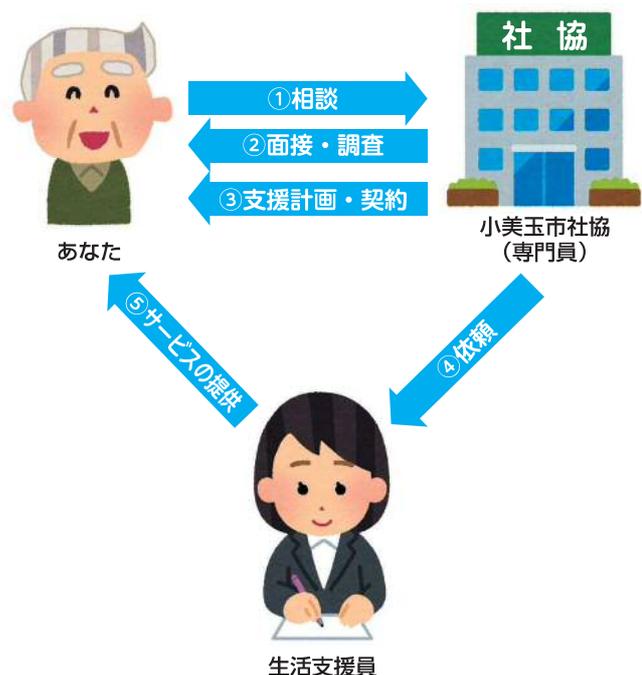
相談、支援計画の作成契約を結ぶことは無料です。
お手伝い（支援・サービス）については、下記のとおりです。

福祉サービスの利用手続きや金銭管理などのサービス	1時間あたり 1,100円
通帳や証書、印鑑などを預かるサービス	1ヵ月あたり 500円

※生活保護を受けている方は、利用料が免除となります。
※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

利用するには

- ①社会福祉協議会小川支所・美野里支所へご連絡ください。
- ②専門員が、困っていることや希望を伺い、支援の内容や回数を一緒に考えます。
- ③検討のうえ、契約内容と支援計画を提案します。
- ④内容を確認のうえ、利用契約を結びます。
- ⑤支援計画に沿って「生活支援員」がサービスを提供します。



問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください(^ ^)/

困っている
人のために

成年後見センター事業

認知症、知的障がい 精神障がいなどの理由により、判断能力に支援を要する方が成年後見制度を利用することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援するものです。

内 容

●法定後見

認知症や障がいなどの要因で判断する力が低下すると、日常生活にさまざまな支障が生じることがあります。そんな時に、ご本人の気持ちを大切にしながら、代わりに契約を行ったり、財産を守ったり、様々な法的行為をお手伝いする制度です。本会で実施している法定後見制度に関する支援は下記のとおりです。



成年後見制度	制度の普及啓発
	利用支援
	法定後見受任（身上監護が中心の方）
	後見監督人受任

●任意後見

判断能力が不十分になったときに備えて、十分な判断能力があるうちに契約を結んでおく制度です。あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や身上監護などについて代理権を付与する任意後見契約を公正証書で結んでおきます。本会で実施している任意後見制度に関する支援（くらし安心サポート）は下記の通りです。

任意後見契約	+	見守り契約
		財産管理委任契約
		死後事務委任契約

詳しくはこちら



メモ

公益事業（保健福祉施設の管理運営）

《四季健康館 内健康風呂・いきがい大広間》（☎ 0299-36-7330）

○利用時間 午前10時から午後8時まで 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

市内居住者			市外居住者	
一般（下記以外の方）	310円		一般（下記以外の方）	630円
70歳以上、小学生以下	100円		70歳以上、小学生以下	310円
心身障がい児（者）、生活保護法による被保護者	無料		心身障がい児（者）、生活保護法による被保護者	310円
3歳児以下	無料		3歳児以下	無料

※健康風呂、いきがい大広間のいずれか一方だけのご利用についても同額となります。

《四季の里ターゲットバードゴルフ場》

○利用時間 午前9時から午後4時30分まで
※最終スタート 午後3時
○休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）及び年末年始



市内居住者		市外居住者	
一般（下記以外の方）	210円	一般（下記以外の方）	420円
70歳以上、小学生以下、心身障がい児（者）	無料	小学生以下	無料

《貸 館》

●利用の申し込み

施設のご利用を希望される方は、利用申請が必要となります。2ヵ月前から受け付けをいたしますので、3日前までに社会福祉協議会本支所にお申し込みください。（郵送可）

※予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に必ずお問い合わせください。

◆利用料金

●小美玉市玉里保健福祉センター 休館日：土日、祝日、年末年始（☎ 0299-37-1551）

	集団健診室	栄養指導室	視聴覚室	和室
9:00～12:00	2,200円	1,540円	880円	880円
13:00～17:00	2,750円	1,980円	1,100円	1,100円
9:00～17:00	4,950円	3,520円	1,980円	1,980円

●小美玉市小川保健相談センター 休館日：土日、祝日、年末年始（☎ 0299-58-5102）

	研修室・保健指導室 （一部屋あたり）	調理室	母子指導室	機能回復訓練室
9:00～12:00	880円	1,540円	880円	880円
13:00～17:00	1,100円	1,980円	1,100円	1,100円
9:00～17:00	1,980円	3,520円	1,980円	1,980円

●小美玉市四季健康館 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始（☎ 0299-36-7330）

	栄養指導室	ヘルシーカルチャールーム1.2.3 （一部屋あたり）	介護者教育室
9:00～12:00	1,540円	880円	880円
13:00～17:00	1,980円	1,100円	1,100円
17:00～20:00	1,540円	880円	880円
9:00～17:00	3,520円	1,980円	1,980円
9:00～20:00	5,060円	2,860円	2,860円
13:00～20:00	3,520円	1,980円	1,980円

※ 3施設とも、市外の方の利用料金は2倍相当額となります。また、個人や2～4人の団体及び営利目的の団体については、利用することはできません。

問い合わせ先 社協の窓口（住所・電話番号等）は裏表紙をご覧ください（^^）/

収益事業

本会独自の地域福祉活動を展開するため、自主財源確保の一環として、美野里ともいきプラザ「ランチ&カフェ木もれ陽」や四季健康館内売店の運営、市内公共施設への自動販売機設置による収益事業を実施しています。

ランチ&カフェ 木もれ陽 手作り工房 わくわくショップ

「ランチ&カフェ 木もれ陽」は 同店は「作りたて」と「地産地消」にこだわって、心をこめて調理しています。そして、何よりも大切にしているのは、地域のお客様とのふれあい입니다。女子会、お茶会、おひとり時間の満喫等、お気軽にお立ち寄りください。スタッフ一同、笑顔でお待ちしております。

「手作り工房わくわくショップ」は雑貨や小物、アクセサリや手芸品、お菓子など地域の皆さんの交流から生まれた、わくわくする手作り品を多数販売しています。

また、出品希望の方もお気軽にご相談ください。

- 定休日：土・日曜日・祝日・12月28日～1月3日
- 営業時間：午前11時から午後5時まで
※ワンコインデザートタイム：午後2時から午後5時まで
美野里ともいきプラザ内（JR羽鳥駅西口）
小美玉市羽鳥 2673-3 ☎ 0299-28-7721



JR 羽鳥駅西口前



手作り工房わくわくショップ



40・50代にも人気のレディースランチ



おにぎりセット



手作りシフォンケーキ



お弁当の注文もお受けします

四季健康館売店

四季健康館の利用者の利便性を図るため、売店の運営を行なっています。

収益は、福祉事業に活用されます。

- 定休日：月曜日、年末年始
- 営業時間：午前 10 時から午後 7 時 30 分まで

四季健康館内

小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



四季健康館売店

自動販売機の設置

募金等ができる販売機を市内の公共施設に設置しております。

収益は、赤い羽根募金や地域福祉事業に活用されます。

●設置場所

玉里保健福祉センター、四季健康館、美野里ともいきプラザ
小美玉市役所、小川総合支所、玉里総合支所、小川保健相談センター
美野里公民館、農村環境改善センター、希望ヶ丘公園管理棟
生涯学習センターコスモス、空のえき そ・ら・ら 等



募金ができる自動販売機

メモ

× ㄷ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, starting from the first line below the header and continuing down the page.

社協の窓口はこちらです。お気軽にお越しください。

本 所

〒311-3436
小美玉市上玉里 1122 番地
(玉里保健福祉センター内)

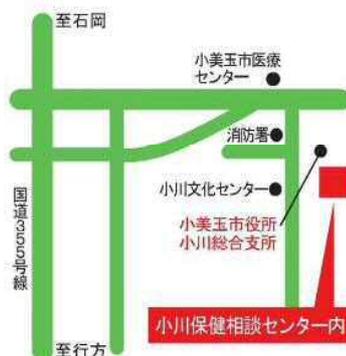
電 話 0299-37-1551
F A X 0299-37-1552



小川支所

〒311-3423
小美玉市小川 2 番地 1
(小川保健相談センター内)

電 話 0299-58-5102
F A X 0299-58-5302



美野里支所

〒319-0132
小美玉市部室 1106 番地
(四季健康館内)

電 話 0299-36-7330
F A X 0299-48-0044



美野里ともいきプラザ

〒319-0123
小美玉市羽鳥 2673 番地 3
☎ 0299-28-7721

社会福祉協議会

ホームページ
E-mail

<http://www.omitama-shakyo.or.jp/>
omitama@omitama-shakyo.or.jp

市福祉担当窓口へのご相談は 0299-48-1111 (代)へお電話ください。